令和３年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案募集について

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第４章の２の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成２９年個人情報保護委員会規則第２号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）第３条第２項の規定に基づき、令和３年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

国立大学法人北見工業大学長

１．趣　旨

独立行政法人等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５９号。以下「法」という。）第４４条の４の規定に基づいて、国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

２．提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、本学のホームページ（Web　サイト）に「個人情報ファイル簿」として掲載しています。

https://www.kitami-it.ac.jp/about/disclosure/pubdoc/

【参考】次の（１）から（３）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

（１）個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第２条第９項第１号）。

（２）個人情報ファイルに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの

①　個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第２条第９項第２号イ）

②　独立行政法人等情報公開法第１４条第１項又は第２項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第２条第９項第２号ロ）

（３）本学の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、独立行政法人等非識別加工情報を作成することができるものであること（法第２条第９項第３号）。

３．提案の主体（提案者の要件）

独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません。(注１) また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第４４条の６の規定により、次に掲げる①から⑦まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。(注２)

（欠格事由）

① 未成年者

② 精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(注３)

③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

④ 禁固以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

⑤ 法第４４条の１４の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して２年を経過しない者

⑥ 行政機関個人情報保護法第４４条の１４の規定により行政機関個人情報保護法第２条第９項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第１０項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して２年を経過しない者

⑦ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑥までのいずれかに該当する者があるもの

（注１）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

（注２）上記①から⑦までのいずれかに該当する者のほか、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）も提案できません。

（注３）成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、従前の欠格事由である「成年被後見人又は被保佐人」という形式的要件に該当していた方であっても、個人情報保護委員会規則に定める「精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しない限り、本制度に基づく提案を行い、審査を受けることができます。

４．募集期間

令和３年12月２４日（金）から令和４年２月２４日（木）まで

５．提案の方法

（１）提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。
提案書類は２部必要となります。

○　提案書類

①　提案書

□独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

②　添付書類

□誓約書

（上記３．の①から⑦までに該当しないことを誓約する書面）

□独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

□提案をする者の本人確認書類（注1）

□その他本学が必要と認める書類（注2）

□委任状（代理人の権限を証する書面）（注3）

○　上記提案書類の入手方法

５ページに記載の担当へ電話又はメールにて請求してください。

（注１）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前６か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

（注２）必要に応じ、提案書受領後に本学から連絡します。

（注３）代理人による提案をする場合に限ります。

（２）提案書類の提出方法

持参又は郵送・信書便により、提案書類２部（正・副）を提出してください。
提出先は、５ページに記載してあります。

○　持参の場合

事前に、５ページに記載の担当へ電話又はメールにて連絡してください。
なお、受付時間は、平日の午前９時から午後５時までです。

○　郵送・信書便による場合

封筒の表面に「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。
なお、締切日当日必着ですので注意してください。

６．提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

① 提案者が法第４４条の６各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
② 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて１，０００人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。
④ 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
⑥ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
⑦ 本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

７．審査結果等の通知

提案に対する審査結果は、提案者に個別に通知します。

８．独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書２通）に必要事項を記入して提出することにより、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

９．留意事項

（１）提案者は、提案書類の提出をもって、本公示の記載内容を承諾したものとします。
（２）本学からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。

（３）提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。

（４）本学が作成・提供した独立行政法人等非識別加工情報の原著作権は、本学に帰属します。

（５）独立行政法人等非識別加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の対象外となります。

（６）提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先・提案書類の提出先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○　連絡先・提出先

〒０９０－８５０７　北海道北見市公園町１６５番地

国立大学法人北見工業大学 総務課広報戦略担当

電　話：０１５７－２６－９１１６

メール：soumu05*desk.kitami-it.ac.jp（「*」を「@」に置き換えて下さい。）